

教育行政機関の実践モデル

1 「特別支援教育推進プラン」の策定

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒が地域の中で育ち、様々な人々に支えられながら学び合い、そして社会参加していくためには、幼児児童生徒のライフステージに応じた一貫した相談・支援体制を整備することが求められている。そこで、市町村においては、教育行政機関が中心となり、「特別支援教育推進プラン」を策定し、その地域に応じた教育、医療、保健、福祉、労働といった専門的な知識をもつ関係機関との連携による支援システムを整備し、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対する地域の支援力の向上を図る。「特別支援教育推進プラン」においては次の3点を重点実践事項として設定し取り組む。

ライフステージに応じた総合的な相談支援体制の整備

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒への、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うために市町村内の相談機関の情報を集約したり、総合的な相談窓口を設置したりするなど保護者等の様々なニーズにこたえる相談体制を整備する。

小・中学校等への支援体制の整備

市町村レベルの特別支援連携協議会を基盤に、より実際的な支援を展開するために幼児児童生徒にかかわる実務担当者が集まる中学校区単位での校区特別支援教育連絡会を設置する。その中で、発達障害に関する基礎的な理解を深めたり、支援策等を検討したりする学習会や事例研究会などを企画したり、幼児児童生徒の支援に関する情報を共有したりしながら、ネットワークを活性化させる。

また、特別支援教育に関する管理職研修会やコーディネーター研修会などの企画したり、指導主事や特別支援教育アドバイザーによる各学校への巡回相談を実施したりして、小・中学校等の支援力の向上を図る。

特別支援教育に関する理解・啓発の推進

保護者や地域に住む人々へ障害に対する理解・啓発を進めていくために、教育、保健、医療、福祉、労働など関係機関が連携して地域住民を対象にしたセミナーや講演会などを開催したり、特別支援教育に関する啓発パンフレット等を作成したりする。

2 「特別支援教育推進プラン」の実際

(1) 総合的な相談支援体制の整備

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の保護者の様々なニーズにこたえるために、関係機関が独自に取り組む健康診査や保育、就学相談等に加えて、特別支援連携協議会が中心となって関係機関が連携した総合相談会を定期的に企画する。支援にかかわる関係機関が連携した相談会を実施することにより、様々な視点から特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の支援についての情報を提供したり、相談会で得られた幼児児童生徒の情報や支援策等を必要に応じて保育所や幼稚園、小・中学校等にもつないだりすることができる。

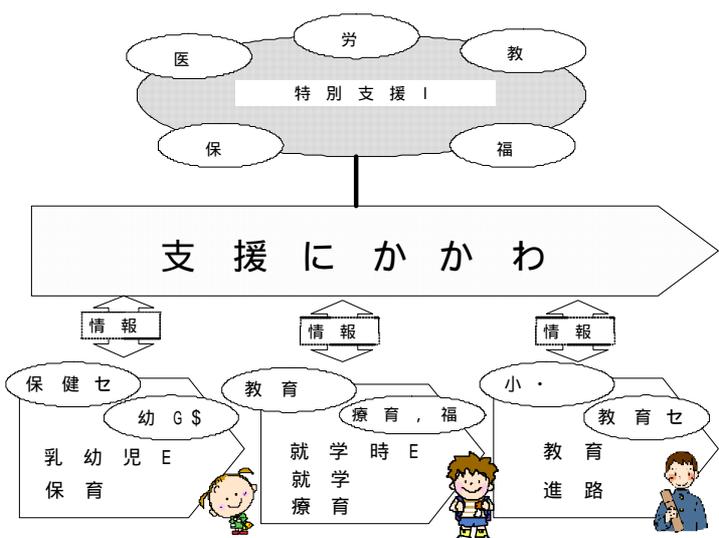


図1 ライフステージに応じた相談支援体制

その際、相談時の記録等をまとめた相談ノートを作成し、保護者の管理の下、相談内容や支援の方向性などを小・中学校等での支援に役立てるようにする。

(2) 小・中学校等への支援

ア 支援体制の整備

市町村においては教育委員会が事務局となり、関係機関の代表者が構成員として関係機関の情報を共有したり、障害のある幼児児童生徒の支援に対する様々な施策等を検討したりする「特別支援連携協議会」を設置する。また、幼児児童生徒が生活する地域での支援の充実を図るために、校区特別支援教育連絡会を設置し、直接、支援にかかわる様々な担当者が集まれるように図2のようなネットワークを構築する。

さらに、小・中学校等を支援する市町村の体制として、指導主事や市町村

内の特別支援学校のコーディネーターを巡回相談チームとして編成し、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の支援の在り方を一緒に検討したり、校内研修会へ講師として協力したりして各学校の支援を活性化させる。

あわせて、小・中学校等への支援の一つとして、小・中学校等のコーディネーターや実際に支援に当たる教員の実践的指導力を高めるために、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に関する事例研修会や特別支援教育にかかわる研修会を企画する。事例研究会においては、右のような内容の演習やグループでの討議などを取り入れ、実際の支援に役立てられるようにするとともに、研修会では心理療法士や特別支援学校の教員など特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の支援に当たっている専門性の高い関係機関の職員を講師として招く。また、小・中学校等が校内支援体制を構築していく上でリーダーシップを発揮できるように、校長等の管理職を対象にした研修会を企画し、より充実した研修体系を整備する。

イ 外部人材の活用

小・中学校等の実状に応じ、大学と連携して教員を志望する学生や地域住民のボランティアを遣したり、特別支援教育支援員を配置したりして、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の日常生活動作の介助や学習活動のサポートを行うことにより、地域の人的資源を活用した支援体制を整える。

(3) 理解・啓発の推進

特別支援教育を推進するためには、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の保護者の理解だけでなく、地域住民の理解・啓発を進める必要がある。教育委員会が中心となって、特別支援教育に関する地域住民向けの講演会やシンポジウムなどを実施するとともに、関係機関と連携を図りながら特別支援教育に関する啓発パンフレットを作成し、市内の様々な公共の施設に置いて配布するなど、適切な情報発信に努める。また、小・中学校等においてはPTA連合会などの組織とも連携を図り、PTAの理解や協力を得られるようにする。

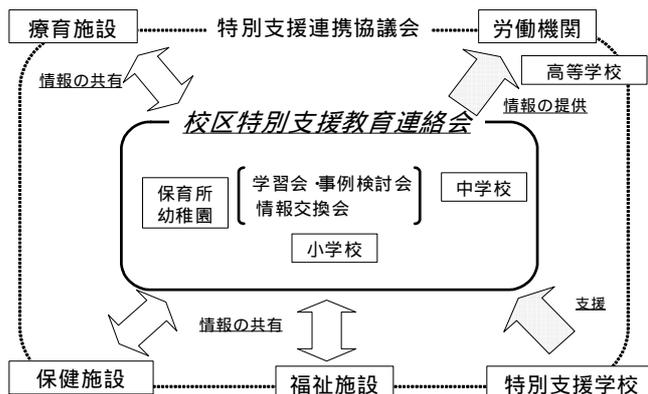


図2 ネットワークの構築

特別な教育的支援を必要とするアセスメントの実際

- アセスメントに基づいた支援の在り方
- A児の「個別の指導計画」の作成
- 読みや書きに困難があるB児の指導計画の作成
- 集中することに困難があるC児の指導計画の作成